

特別寄稿

マリカ・オーマツ

トロントにおける問題解決型裁判所の概要： 「治療的司法」概念に基づく取り組み¹⁾

指 宿 信*
吉 井 匡** (共訳)

【訳者解題】本稿は、カナダの裁判所、とりわけオンタリオ州トロント、において実践されている「問題解決型裁判所」と呼ばれる取り組みにつき、その経緯と概要そして実例を紹介するものである。既に我が国でも紹介の多い「ドラッグ・コート」もその内容のひとつだが、いわゆる「治療的司法 (therapeutic justice)」の視点に立ち、犯罪原因毎に組織された専門家チームによる「治療」を主眼として薬物、精神障害者、家庭内暴力者そして先住民の犯罪に取り組んでいる点が特徴的である。そうした実践報告はこれまで我が国でも例がないのではないかと思われ、本誌において訳出した。治療的司法のような考え方を治療法学 (therapeutic jurisprudence) と呼ぶこともあり、Winick, B.J. & Wexler, D.B., “Judging in a Therapeutic Key: Therapeutic Jurisprudence and the Courts” (2003) が代表的な文献のひとつであるが、同書の内容については既に我が国でも紹介されているので詳細は省きたい (渡辺千原「治療法学 (Therapeutic Jurisprudence) 治療法学と問題解決型裁判所」アメリカ法2004(1), 76~83頁, 小林寿一「書評 B.J. ウィニック & D.B. ウェクスラー：治療を重視する裁判実務：治療的法学と裁判所」犯罪学雑誌71(1), 29~31頁 (2005))。本稿は、2007年5月9日、立命館大学において実施されたオーマツ判事 (オンタリオ州トロント地方裁判所) の報告を下敷きに、論文調に書き換えられたものである。ご協力いただいた同判事ならびに、研究会開催の労を取られた、法学部小山泰史教授に感謝したい。

なお、本稿におけるデータ数値は、特に断りのない限りトロントでの統計である。

*) 立命館大学法科大学院教授

**) 立命館大学大学院博士課程院生

はじめに

問題解決型裁判所 (problem solving courts = PSC) は、社会心理的な問題を抱えた個人について、刑事裁判所よりも人道的な解決と成功を目指すものである。PSCの特徴は、コミュニティ・サービス・プロバイダーとより緊密に協同して、裁判所に持ち込まれる個人の根本的な問題に対処するために、統合的で協調主義的な、また当事者主義的でない、多くの専門家によるチームアプローチを強調する点にある。こうしてPSCは、常習犯罪者の根本的な原因に対処し、同時に犯罪者が社会に貢献できるようなメンバーの一員となる可能性を増大させようとする。この「チーム」は、コミュニティにおける治療と援助についての司法行政を含む治療的法学 (therapeutic jurisprudence) の原理を活用する。

1990年代後半にトロントにおいてPSCが設立された背景には、いくつかの要因が存在する。高齢化社会の影響を受けて犯罪は減少したが、刑事裁判における問題点は増加していた。これは、1つには、1970年代以降継続していた精神衛生施設を閉鎖し、家庭内暴力に対する「情状酌量の余地なし (zero tolerance)」という方針を採用する州政府の政策が影響している。また、路上やホステルで生活する薬物中毒者たちが、裁判所と病院の救急部の間を再三往復していることが統計的に示されていた。カナダ司法省は長い間、先住民 (Aboriginal/First Nations Canadians) が過剰に刑務所や重罪犯刑務所 (jails and penitentiaries) に収容されていることを容認していた。治療を受けていない精神障害者や薬物中毒者、先住民 [の犯罪者]、家庭内における虐待者たちに対する刑事裁判に至る前の段階での再発防止のためにおこなった試行の積み重ねは、創意工夫を試みようとする裁判官や法律家、政治家らにPSC設立の機会を与えることとなった。

本稿は、トロントで現在利用されている4種類のPSCにつき紹介する。第一は、薬物治療裁判所 (drug treatment courts = DTC) で、第二は精神

衛生裁判所(mental health court = MHC), 第三は先住民裁判所(“Gladue” First Nations' court)そして第四は家庭内暴力裁判所(domestic violence courts = DVC)である。まず,それぞれのPSCについて設立理由を述べ,その手続に言及した後に,各裁判所に対するコメントと評価を行う。いずれのPSCも,)精神障害者を除いた対象者(applicants)は通常,有罪答弁を行っていること(PSCには審理はない),)勾留中の被告人に,保釈を検討できる特別な規定があること,)対象者に対してより良い結果をもたらすような,拘禁刑に止まらない代替プログラムを備えていること)といった類似点を有している。

治療的司法(THERAPEUTIC JUSTICE)

これまでの伝統的な刑事司法制度では,家庭内暴力や精神障害者,薬物中毒者,先住民(Aboriginal person)の常習犯罪を抑止することができなかったのは明らかであろう。治療的司法(Therapeutic Justice = TJ)の目標は,問題の真の原因に対処することによって,こうした人々が裁判所の前に絶えず連れてこられる「回転ドア」を止めることにある。TJは,(司法に焦点をあてた)「権利」と,(必要とされるケアの相互関係と必要性に焦点をあてた)「ケアの倫理」の組み合わせといわれている²⁾。

薬物治療裁判所は以下のようなものを含んでいるため,TJの応用例のひとつといえる。すなわち,(1)即時の介入,(2)非当事者型の判決,(3)参加介入型の司法,(4)明白なルールに基づいた治療プログラムと体系化された目標,(5)裁判官,検察官,弁護士,治療プロバイダー,矯正スタッフといった人々を束ねたチームアプローチ,である³⁾。TJは,たいていの場合,多くの専門分野にわたる行動科学,たとえば心理学や犯罪学,の理論を取り入れている。犯罪者に対し,自らの行動の責任を取ること,すなわち「責任の拒絶と責任の極小化という認識のゆがみを克服すること」を要求するのである⁴⁾。

) 薬物治療裁判所 (DRUG TREATMENT COURTS)

マイアミ(アメリカ合衆国・フロリダ州)で1989年に最初の薬物治療裁判所(DTC)が設立されたのに続き、10年後の1998年12月1日にカナダで最初のDTCがトロントで開始された。連邦政府が資金を提供し、Paul Bentley 裁判官が先頭に立って委員会のイニシアティブを確立した。現在のところ、バンクーバー(ブリティッシュ・コロンビア州)、カルガリー(アルバータ州)、レジャニナ(サスカチュワン州)、ウィニペグ(マニトバ州)、トロント、オタワ、ダラム(以上オンタリオ州)の7か所にDTCがある。DTCは、刑務所では薬物と犯罪のサイクルを断ち切れぬという認識から作られた。DTCの目標は、薬物中毒問題を抱えるけれどもそれほど暴力的でない犯罪者の常習犯罪を抑止することにある。DTCには、特に訓練された専門の裁判官、検察官、中毒症のカウンセラー、保護観察官、管理スタッフから構成されるチームがある。30日間の治療評価に応じて12-18ヶ月のプログラムへの参加を申し込んだ被告人は、検察官によって審査された後に、DTCへの参加を許可される。治療に当たっては、ランダムな薬物検査、集団や個別でのカウンセリング、住居の提供(しばしば、被告人たちはホームレスであるため)、仕事や生活スキルのトレーニングが不可欠となっている。

トロントのDTCは週に2.5日開かれる。そこでは、すべての被告人は弁護人と相談した後、プログラム参加にあたって有罪答弁をするので、当事者型訴訟とはいえない。被告人は、もし承認されたならば、裁判官の監督の下で定期的な出廷(当初は週2回)を要求され、積極的な支援と制裁が組み合わされた中毒治療を続けるよう奨励される。DTCの修了に際しては、薬物の禁断、安定した住居の確保、生活スタイルの変化(通常は、学校に通うか、働くか、あるいはボランティア活動をする)が要求される。DTCを成功のうちに修了した場合、被告人に拘禁刑が科されることはない。

コメントと評価

DTC 修了者における犯罪傾向は、かなり減少している。例えば、トロントにおける80人の修了者のうち、新たに罪に問われたのはわずか3人だけであった。犯罪傾向は、プログラムを修了していない犯罪者においてさえも、かなり減少傾向にある。中毒者が、より長くプログラムに参加しているほど、彼あるいは彼女は薬物の利用も、病院の救急部門も利用していない。トロントのプログラムに参加した4人の妊婦は、薬物の影響を受けていない子供を出産することができた。

現在、DTC 参加者の79%は無職であるため、雇用の機会が必要である。多くの人々が初期にプログラムから脱落した理由の1つは、薬物中毒治療施設 (drug free housing) が不足している点にある。DTC でも、コミュニティサービスの不足のために相当数の女性が脱落している。アメリカのある研究によれば、DTC への1ドルの支出は、結果として10ドル近くの [社会的資源の] 節約になることを示している^[訳注1]。

具体的なケース

Lindsey⁵⁾ (20歳) は、かつて薬物中毒者であり、また売春婦でもあった。彼女の家庭は、トロントでも最も貧しいスラム街の公営住宅にあった。彼女は路上で生まれ育ち、13歳で薬物と売春に手を染めた。2005年8月、彼女はコカインの販売目的所持の容疑で告発された。その後、彼女は息子の John を出産した。彼女は妊娠中も薬物を使用していたが、幸いにも子供に影響はなかった。John は母親から隔離され、児童援助協会 (Children's Aid Society) に保護された。彼女は更生して息子の親権を回復することを誓った。

彼女は DTC への参加を許可され、2007年に修了した。現在、彼女は青年サービス機構 (youth services agency) の住宅労働者として働いており、公的な支援住宅に住んで、息子に対する完全な親権の回復を望んでいる状態である。

) 精神衛生裁判所 (MENTAL HEALTH COURT)

精神衛生裁判所は、精神障害者による犯罪行動が健康問題であって犯罪問題ではないという認識と、裁判所および刑務所制度が、精神障害者を取り扱うようになってはいないという認識から始まった。この裁判所の必要性が生じたのは、1970年代に開始された精神衛生施設が閉鎖され、精神障害者に対して薬物投与の監督と提供を行ってきたコミュニティー・クリニックが不足し、そして、トロント中心部の裁判所に多くの精神障害者が現れたためである。これまで、刑事司法制度は、精神衛生治療を提供する代替的機関となってきた。精神障害者は、通常ホームレスであり、失業者であり、監督者や家族がおらず、その結果、彼らは薬物投与や治療を受けることがなかった。トロントで最初の精神衛生裁判所 (Mental Health Court = MHC) は、1997年8月に心理学者で法律家でもあった Richard D. Schneider 最高裁判所長官 (Chief Justice) の提案により、1998年5月11日から始められた。新しい裁判所の最初の裁判官には Ted Ormston 判事が就任した。

MHCには、裁判官、検察官、当番代理人、ソーシャルワーカー、治療と住居に関するカウンセラー、管理スタッフ、精神科医からなる、いずれも専任の専門家チームがある。法精神科医 (forensic psychiatrist) の日常的な付添いによって、被告人が裁判を受けることが精神的に適合するかどうかの判断のための迅速な評価が可能になった。彼あるいは彼女には、犯した罪について刑事責任がない、あるいは、重大な精神障害のために施設へ収容すべきだ、という決定をする場合には、更なる精神医学上の評価が求められている。

MHCでは、都心部の裁判所の刑事訴訟事件簿のかなり多くを占めている精神障害者について、彼らの供述書を審査することがチームの日常業務の始まりとなっている。被告人を、裁判、あるいは判決宣告を受けるまで保釈可能とするために、チームは、まず監視付き住宅を準備し、一般住民に危害を加えないよう被告人への薬物治療やカウンセリングを確実なもの

にする計画を迅速に作成しなければならない。裁判所はインフォーマルなかたちで行動しており、被告人にとっての具体的な必要性に焦点を当て、彼らを定期的に出廷させて進捗状況の調査や処遇計画の効果について評価を受けるよう要求する。罪がそれほど重大ではなく、かつ精神障害のある犯罪者の症状が安定し、回復し、再び罪を犯さなかった場合、検察官は不起訴判断をすることができ、訴追は取り下げられる。

コメントと評価

現在までのところ、MHC を評価する文献は少なく、分析的というよりも記述的なものに過ぎず、特定の地域に限られた個別具体的な研究に止まっている。これまでの研究が示したものでは、MHC が「プログラム参加者の処遇とサービスの面で成功しており、……MHC の参加者からは……自己評価に際し、高い満足度や高度の公正さが示されており、抑圧的ではなく、司法制度に対する信頼を増加させている⁶⁾」というものである。しかしながら、裁判所が実施する精神衛生処遇プログラムは民間のものとは比べて「非常にコストがかかり」⁷⁾、「裁判所が精神衛生保健サービスを提供することが、十分に資金を提供されたヘルスケアサービスと比べてより好ましいことを示す証拠はほとんどない」ことから、MHC は一時的な手段であるべきだとも主張されてきている⁸⁾。

具体的なケース

Rita は、強迫性障害 (obsessive compulsive disorder) と診断された29歳の女性である。統合失調症 (schizophrenia, 精神分裂病) やトゥレット症候群 (Tourette syndrome)^[訳注²]にも罹患しており、精神年齢は12歳程度であった。彼女は長年、政府の精神衛生施設に入院していたが、最近になって施設が閉鎖されたため、母親の元へと送られた。だが、母親は彼女を扱い切れなかった。彼女は母親と話し合った結果、自宅にすることにしたが、彼女の担当ソーシャルワーカーは両者の間に介入しようとした。その際、彼女がソーシャルワーカーの手首に噛みついたり、髪を引っ張ったり、首元にペンを投げつけるなどしたため逮捕されてしまった。Rita

は、監督付きのグループホームが見つかるまで、前科がつくことがないまま刑務所で拘束されることになった。彼女は、精神医学上の治療チームによって、「コミュニティのなかで、一人でいることに対して非常に脆」い状態にあり、彼女の家族や介護者に対する攻撃的な行動は危険なレベルにあると診断された。

筆者が裁判所で Rita に会ったとき、彼女は自分の髪の毛を刑務所で引き抜いてしまったため、ほとんどない状態であった。彼女は、「ストレスが溜まった時にそうしたのだ」と筆者に話した。彼女は、裁判所の監視下にある“コミュニティ監督命令”によってコミュニティへと戻され、彼女の生活の拠点となる精神病棟も見つかった。筆者は、Rita がそうした措置に従順に対応することにより、不起訴処分に至ることを期待している。

）先住民裁判所（FIRST NATIONS COURT）

1999年、カナダの最高裁判所は、先住民（First Nations）^[訳注³]の被告人のために、刑務所に代わるものを検討するよう裁判官に要求するカナダ刑法第718.2条(e)^[訳注⁴]についての解釈を示した（Gladue [1999] 1 S. C. R. 688）。このような特別な措置は、カナダの先住民（first people）が歴史的に差別に苦しんできたこと、また、統計的に見て、国別でも最も高い収監率を示すこと等から、カナダ憲法第15条ならびに第35(2)条によって認められた⁹⁾。

この裁判所のアイデアは、Pat Sheppard（裁判官）、Kent Roach（トロント大学ロースクール教授）、Jonathan Rudin（先住民法サービス・プログラムディレクター）らの考えに基づくものであった。2001年10月に裁判は開始された。先住民裁判所は、先住民に属することが認められた者で、かつ助言を受けた後に有罪答弁を行うか、または裁判あるいは量刑までの間保釈を求める人を対象としている。この裁判所には公判審理がなく、参加は任意とされている。

現在、トロントには3つの先住民裁判所がある。旧市役所にある裁判所

は週2回開廷されている。そこには居住およびコミュニティ治療と監督のための特別に訓練された専門のスタッフによるチームが待機しており、その結果被告人は量刑決定を待つ間、保釈を受けることが可能となっている。犯罪が重大な場合、被告人の家族史(しばしば身の毛のよだつようなもの)や彼あるいは彼女の中毒の問題、教育、あるいは希望といったものを提示する“Gladue Report”と呼ばれる報告書が裁判所職員によって作成される。この報告書に基づいて、裁判官は被告人のために適切な判決を出すことができるのである。犯罪が重大でない場合、検察官は、自らの判断で被告人を処遇プログラムへと移行させることができ、訴追は中止される。

コメントと評価

先住民裁判所の創設は、カナダにおけるすべての先住民と彼らの400年にわたる社会経済上の困窮と人種差別に関して、司法制度にかかわるすべての人の意識を向上させた。[量刑に関する]刑法第718.2条(e)の規定は、この問題について裁判所で教育を受けた裁判官によって初めて実現される。犯罪者と裁判所を支援するコミュニティ組織による助力が被告人の保釈や刑の宣告の際に求められるため、新たな裁判所の創設によってそうした活動に公的な権限が与えられるに至った。先住民裁判所は、決してカナダ刑事司法制度における先住民に対する優遇措置といった解決ではない。しかしながら、先住民の被告人が自らの行動に対して明確に責任をとるようになり、利用可能なコミュニティの資源を利用できるようになり、その結果、常習犯罪の減少につながったと考えられている。

先住民裁判所に対する評価は、オンタリオ法律扶助計画(Ontario Legal Aid Plan)が準備しており、まもなく実施されると思われる^[訳注5]。

具体的なケース

Therese(41歳女性・先住民)はアルコール中毒者である。彼女は、免許停止中に酒酔い運転をしたとして逮捕された。彼女の1993年から2007年までの犯罪記録は、飲酒運転での有罪判決で埋め尽くされており、結果として彼女は2回、無期の運転禁止令を受けていた。検察官が重罪犯刑務所

での半年から2年間の収監を求刑したため、Gladue Report が裁判所のために準備された。

この報告書は、以下のような事実を明らかにしている。すなわち、Therese は破滅的な幼少期を過ごしており、13歳の時に強姦されるという極めて非人間的な家庭環境の中で育ち、それが彼女のアルコール中毒の一因となっていて、同時に彼女が前科を重ねることの確実な要因でもあった。証拠によれば、彼女のパートナーも殺人罪で有罪判決を受けていて、犯罪集団の一員でもあり、そのパートナーから、通院を要する頭部外傷、骨折、鼓膜裂傷、その他2つの大きな怪我を負わされるほど、100回以上も殴られたことを示していた。彼女は顔の形成外科手術を受け、肋骨を数度も骨折したために肋膜炎を発症し、幾度ももの頸椎椎間板骨折のために首の慢性的な痛みを訴えている。

Therese は次のように書いている。「ここ数年、虐待は劇的に増大した……私が恐怖の中を生き、そして私の運転記録が非常に恐ろしい事態に陥ったのは昨年のものであった。私は非常に取り乱しており、痛みを鎮めるためにアルコールを口にした。それは、しばしば悪夢を避け、ある種の安息をもたらしたが、一方で処罰を受けるというより大きな脅威の下に立ち返らなければならなかった。」

Therese は刑務所に収監中、収監者の中でもっとも高いレベル(90%以上)の成績で高等学校の課程を修了している。彼女はアルコールの影響から解放され、アルコール中毒と家庭内暴力について必要なプログラムを終えた。彼女が筆者にくれた手紙には、経理に関する科目を履修し終え、宝飾品の取引について学びたいと書かれていた。刑期を判断するに際して、Gladue Report や書証、証拠そして法律に基づいて、私は彼女に対してかつて酒酔い運転で科された刑よりも短い刑期を選択することにした。

) 家庭内暴力裁判所 (DOMESTIC VIOLENCE COURTS)

歴史的に、政府は家庭内暴力(DV)について無視しがちであった。し

かしながら、結婚生活における暴力や殺人に対する市民の抗議を受けて、カナダ政府は広域行政政策 (province wide policies) を策定した。それは虐待者の刑事訴追を求めるものであったが、一方で、専門的治療を伴うため通常の刑事手続からは外れるものとなった。DV 専門裁判所はオンタリオ州の多くの裁判所にあるが、警察は、すべての DV の申し立てについて調査と報告を要求されている。また、すべての裁判官はDVに関する教育を受けており、特別指定検察官が立ち会うことになっている。

DV 裁判所には、2つの流れがある。訴追側と対等に対決するものと、初期介入型裁判所 (early intervention court = EIC) である。訴追側と対等に対決する裁判所では、警察による捜査や、被害者 (申立人) 大抵女性と子供たちである に対する初期の援助活動が強化された。通常、虐待は親しいパートナー間において発生し、そのまま継続されるからである。

申し立てが訴訟に行き着く場合には、典型的な当事者型訴訟とはあまり違わない。だが、訴訟において当事者的な関係性を与えられてしまうと、申立人がしばしば訴えを取り下げてしまい、事件は証明がないとして処理されることになる。しかしながら、きちんとした警察なら捜査を行うはずである。宣誓をした被害者による供述の録画、傷害の証拠写真、あるいは医療機関からの報告書といった資料からは、有罪に関する多くの調査結果を獲得することができるからである。

より PSC 型に近いアプローチとしては、以前に虐待記録のない被告人が関与している暴力行為につき、それほど重大でない被害申し立てに関して審理するタイプの EIC がある。この場合、被告人はカウンセリングを求めるよう動機付けられるが、EIC を支える理論的な根拠としては結果を迅速に手に入れられるという点にある。この場合、検察官が被告人を取調べてから、DV カウンセラーが面談をおこなう。一旦許可されれば、被告人は弁護人と相談した後に有罪答弁を行い、16週間のパートナーに対する暴力と向き合う (Partner Assault Response) コースに出席するよう求められる。このトレーニングは、暴力と、怒りの原因に対する認識を被告人

に持たせようとする。もしそれが成功した場合、被告人には前科は記録されず、拘禁刑を科されることもない。

被害者支援とは、申立人を支援し、その身の安全を向上させるためにある。被告人がカウンセリングを受けている間、カウンセラーは数度にわたりプログラムを検討し、被害者(申立人)と連絡を取って、何らかの意見や懸念があるかどうかを確認する。現在、宝くじ事業の助成によって、判決宣告前に法廷からの援助を求める被害者のためのカウンセラーが養成されている。ケースワーカーは、司法手続を通して、DVCチームと申立人(被害者)に対し情報を提供し続ける。

コメント

家庭内暴行の申し立てのうち5-8%が、EICに持ち込まれている。このようなDV事案の圧倒的多数は、通常の手続では訴訟あるいは有罪答弁に行き着くと思われる事件である。したがって、正確に言えば、国内の申し立ての90%が通常の刑事裁判を経るため、DVCは厳密なPSCモデルには合致しない。にもかかわらず、あらゆるDV事案は(EICでないものも含めて)DVCで専門の訴追チームとともに審理される。

しかしながら、家庭内暴力が歴史的に長い間社会問題となっており、そして、若干のさほど深刻でない事案においては、被告人は初期介入を受けするため、EIC問題はPSCの傘の下に入り、[DVC]チームは、パートナーに対する虐待の背後にある根本的問題に対処し、彼あるいは彼女の更生に焦点を当てることができるようになる。

具体的なケース

JohnとMaryは結婚歴10年の夫婦で、8歳と6歳の子供がいる。この2年間、資産に関して頻繁に口論が行われ、自宅には警察が呼ばれていた。しかし、これまで暴力に関する報告はなかった。ところがある晩、口論の最中にJohnは妻を殴った。彼女は驚愕し、そして警察が呼ばれた。警察が到着した際、Maryはキッチンで泣いており、Johnは明らかに酒を飲んでた。そして2人の子供たちは自分のベッドで眠っていた。Johnは暴

力についての前科がなかったので、検察官は EIC で彼を審査することにした。Mary は被害者支援の職員に対し、「以前はこのようなことは決してなかったし、夫には家に帰ってきて欲しい。私は身の安全について何らの懸念も持っていない」と語った。John は弁護士と相談した後、有罪を認め、首尾よく、家庭内暴力に関する16週間のプログラムに参加した。16週間の間、Mary はカウンセリング・サービスからの支援を受け、それ以降、事件の通報はなかった。最終的に John は法廷に戻り、そこで6か月の執行猶予の付いた条件付きの不処分を宣告された。これは、彼に前科が付くことなく、刑務所にも行かないことを意味する。

お わ り に

刑事司法制度は、これまで精神障害者や薬物中毒者の問題について取り扱うようには設計されてこなかった。歴史的に、差別的な待遇を受けるという被害に遭ってきた先住民、あるいは社会心理学的見地から問題を有している多くの人々は、刑事司法制度の網にかかっても、しばしば砂のように簡単にその穴から落ちてしまうものである。また、当事者主義型の制度も、家庭内での暴行という問題に対処する最適な方法ではなかった。伝統的に、裁判所による治療は、しばしば高圧的である。刑務所やそれに至る手続は速度が遅く、複雑で、コストがかかる。問題解決型裁判所はそういった好ましくない結果を回避するための試みなのである。

(了)

- 1) 本稿は、2007年春に日本で講演を行うために準備されたものである。準備にあたって、筆者は Paul Bentley, Richard Schneider, Pat Sheppard の3判事に感謝の意を表したい。
- 2) Janoff, S., "The Influence of Legal Education on Moral Reasoning" *Minnesota Law Review* 76 (1991): 194-95
- 3) Hora, Peggy Fulton, Schma, W. G., Rosenthal, J. T. A., "Therapeutic Jurisprudence and the Drug Treatment Court Movement: Revolutionizing the Criminal Justice System's Response to Drug Abuse and Crime in America", *Notre Dame Law Review* 74(2) (Jan. 1999): 453

- 4) Wexler, David B. and Winick, B. J., *Law in Therapeutic Key: Developments in Therapeutic Jurisprudence* xvii (1996) 159, 161-62

[訳注1] テキサス州ダラスのある判事の試算に基づく。Aubrey Fox and Robert V. Wolf, *The Future of Drug Courts: How States are Mainstreaming the Drug Court Model* (2004) P. 9-10. http://www.courtinnovation.org/_uploads/documents/futureofdrugcourts.pdf 26th Aut. 2007 Last visit 短期・長期によりコストベネフィットの規模には多少がある。詳細はたとえば, Amanda Cissner and Michael Rempel, *The State of Drug Court Research: Moving Beyond 'Do They Work?'* (2005) P. 6-7. http://www.courtinnovation.org/_uploads/documents/state%20of%20dc%20research.pdf 26 Aug. 2007 Last Visit

- 5) 名前については、彼女たちの身元を保護するために仮名としている(以下、同様)
- 6) Schneider, Richard, Bloom, H., Heerema, M., *Mental Health Courts: Decriminalizing the Mentally Ill* (Toronto: Irwin Law, 2007) 192-93
- 7) *Supra*, ff 4 p. 211
- 8) McCoy, Candace, "The Politics of Problem Solving: An Overview of the Origins and Development of Therapeutic Courts"; 40 (4) *Am. Crim. L. Rev.* 1513 (2003), cited in *Mental Health Courts*, *supra* ff #4 p. 205

[訳注2] トゥーレット症候群。痙攣性の動作を繰り返す等の症状を見せる脳疾患。

[訳注3] カナダやアメリカの先住民たちは、自らを first nation(s) と位置づけ、白人によって作られた国家(nation)と対等であろうとした。1960年代に本格化した先住民運動で生まれた概念。

[訳注4] カナダ刑法典718.2条 裁判所は、刑を言い渡すにあたり、以下の原則を考慮に入れなければならない。……略……(e)当該事案の情況に基づいて、相当と思われる限りの範囲で拘禁刑以外の刑罰が、全ての犯罪者に、とりわけ先住民の犯罪者の場合については特に、考慮されなければならない。

- 9) 一般的な文献としては, the Report of the Aboriginal Justice Inquiry of Manitoba (Winnipeg: Queens Printer, 1991), Royal Commission on the Donald Marshall Jr. Prosecution (Halifax: Queens Printer 1989), Royal Commission on Aboriginal Peoples (Ottawa: Canada Communication Group, 1996) を参照。

[訳注5] <http://www.legalaid.on.ca/en/default.asp>